

原町区資源ごみ(ペットボトル・白色トレイ)分別収集業務委託仕様書

本仕様書は、資源ごみ(ペットボトル・白色トレイ)分別収集についての業務委託契約の履行について、業務の内容、方法および基準を規定するものである。

1. 収集場所と収集物

(1) 収集箇所

市が指定する回収場所(拠点回収ボックス)38箇所を回収する。ただし、市は住居等の新築等の理由により年度途中で新たに拠点回収ボックスを増減することができる。

(2) 収集する資源ごみ

- ①ペットボトル：リサイクルマーク1の記載のあるペットボトル
- ②白色トレイ：リサイクルマーク6の記載のある白色トレイ

(3) 拠点回収ボックス

ペットボトル及び白色トレイを回収するための容器

2. 受託資格

収集業務を受託する者は、貨物自動車運送事業法による業の許可を受けた者もしくは申請中で取得見込みの者でなければならない。

3. 業務内容

(1) 業務の種類及び実施日

①ペットボトル及び白色トレイの収集

月曜日から金曜日の週5日に拠点回収ボックスから当該資源ごみを回収する。ただし、5月4日(月)、7月20日(月)、9月21日(月)を除く祝日および12月29日(火)、12月31日(木)については業務を行わない。

②拠点回収ボックス回収用ネットの設置及び管理

当該資源ごみ回収後、すぐに拠点回収ボックス内に回収用ネットを設置する。また、回収用ネットの破損状況や予備回収用ネットの管理を行うものとする。

③拠点回収ボックスの洗浄

拠点回収ボックスは3～4箇所/週を各々定期的に洗浄するものとする。

④業務実施時間

ペットボトル及び白色トレイの収集は午前8時30分から業務終了までとする。

(2) 収集方法

当該資源ごみの収集方法について、ペットボトルは回収用ネットから取り出し、白色トレイは回収用ネットのまま混載し収集する。

(3) 収集物の運搬先

収集したペットボトル及び白色トレイは、リサイクルプラザ（南相馬市原町区上北高平字東高松 37-1）の各ストックヤードに搬入する。なお、搬入した際にはその都度ごみ計量票を受領する。

(4) 収集重量

種 類	推定重量
ペットボトル	160トン
白色トレイ	3トン
計	163トン

※令和7年度の収集実績から推計する。

(5) 収集体制

標準整備はダンプ車1台で、車輻には運転手1名及び助手1名の計2名乗車とする。

※運転手、助手とも市の一般廃棄物収集運搬業従事者身分証の交付を受け、業務実施中は携帯すること。

(6) 収集コース

最も効率よく収集できるコースを市と調整すること。

(7) 許可書等の提出

①許可書提出

貨物自動車運送事業法による業の許可証の写しを提出する。

②業務報告

業務週ごとに業務完了報告書（様式第1号）を作成し、上記のごみ計量票を添えて、原則として各業務日以後7日以内に生活環境課に提出する。

③車輻

車輻は、業務車輻届（様式第2号）に車検証及び任意保険証の写しを添付し事前に報告する。また、変更がある場合は、業務車輻変更届（様式第3号）に車検証及び任意保険証の写しを添付し事前に提出する。

④業務従事者

従事者は、業務従事者届（様式第4号）により事前に報告する。また、変更がある場合は、業務従事者変更届（様式第5号）により事前に提出する。

4. 委託契約等

(1) 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 委託料は、年度内において、変更契約ができるものとする。

- (3) 業務終了時刻は、最終計量時刻とする。なお、搬入時刻については、搬入先と十分に連絡調整をとること。
- (4) 基準となる1日の収集運搬時間は、午前8時30分から午後4時45分までの休息时间1時間を除いた7時間15分とする。

5. 労働安全対策

- (1) 労働者を雇用する際には、労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険）に加入すること。
- (2) 委託業務を実施するときには、自らの責任において労働安全衛生法及びその他の関係法令を遵守し、労働安全を確保する。また、常に安全第一を心がけ、業務上の事故防止には細心の注意を払い、必要に応じ適切な対策を講じる。
- (3) 受託者は、円滑な収集運搬業務の遂行のため、業務従事者に対して資質の向上と事故防止の強化等を目的とした次に掲げる指導教育を行う。
 - ① 契約の各条項及びこの仕様書の内容を熟知させること。
 - ② 事故防止のための十分な安全衛生教育を行うこと。
 - ③ 市のごみ分別収集の内容を熟知させること。
 - ④ 市民の批判を招く言動を慎むよう、周知徹底させること。
 - ⑤ その他、必要と思われる教育を行うこと。

6. 関係法令

委託業務の実施にあたっては、次に掲げる法令等を遵守する。

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ② 労働安全衛生法
- ③ 労働基準法
- ④ 道路交通法
- ⑤ 道路運送法
- ⑥ 貨物自動車運送事業法
- ⑦ 南相馬市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例
- ⑧ その他関係する法令等

7. その他

- (1) 委託業務の実施中に限り、車輛の2面以上に「南相馬市業務委託車」（縦30cm、横60cm）の表示版を取り付ける。
- (2) 委託業務の実施中に限り、作業者は全員統一された色及び型式の作業着を着用する。

- (3) 委託作業中は清掃の行き届いた作業車を使用し、清潔な服装をするとともに、特に拠点回収ボックスが設置してある施設等の方々や市民への対応については、親切、丁寧を心がけ、不快の念を与えないよう配慮する。
- (4) 白色トレイをリサイクルプラザ内のストックヤードへ搬入した際は、白色トレイを回収用ネットから取り出し、その後の回収用ネットについては、拠点回収ボックスへ随時補充する。
- (5) 違反ごみが混在している場合には、違反理由を記した違反シールを貼り付け、正しい分別と今後の改善を促す。併せて違反ごみ状況報告書（様式第6号）により速やかに市へ報告すること。
- (6) クリーンデーなどの環境美化活動等の際には、車輛・人員の要請に協力すること。
- (7) 取り残し等について、市から連絡を受けたものは回収するものとする。
- (8) 拠点回収ボックスの設置してある生涯学習センターや販売店などは市民の往来が非常に多いため、委託収集業務に従事する際は、事故等が発生しないよう十分に注意し、委託収集業務時間内で、万が一事故等が発生した場合は、生活環境課に報告のうえ、受託者の責任において自ら処理するものとする。

8. 疑義

この仕様書に定めない事項及びこの仕様書の解釈に疑義が生じたときは、その都度、市と受託者が協議のうえ解決にあたる。

9. 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

(様式第1号)

業務完了報告書【原町区】

業務の種類	ペットボトル、白色トレイ				
実施日	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()
車両No、トン数					
運転手氏名					
助手氏名					
搬入回数	回	回	回	回	回
走行距離(km)	km	km	km	km	km
ペットボトル	kg	kg	kg	kg	kg
白色トレイ	kg	kg	kg	kg	kg
業務開始時刻	:	:	:	:	:
業務終了時刻	:	:	:	:	:
市民からの苦情 及び問題点等					
援護車両状況					

上記のとおりご報告いたします。

年 月 日

南相馬市長

印

(様式第2号)

業務車輛届【原町区】

業務車輛	所属会社等	業務内容
・ ナンバー ・ 積載重量 トン		1 2 3 4 5 6 7 8 9 該当番号を丸で囲む
・ ナンバー ・ 積載重量 トン		1 2 3 4 5 6 7 8 9 該当番号を丸で囲む
・ ナンバー ・ 積載重量 トン		1 2 3 4 5 6 7 8 9 該当番号を丸で囲む
・ ナンバー ・ 積載重量 トン		1 2 3 4 5 6 7 8 9 該当番号を丸で囲む
・ ナンバー ・ 積載重量 トン		1 2 3 4 5 6 7 8 9 該当番号を丸で囲む
・ ナンバー ・ 積載重量 トン		1 2 3 4 5 6 7 8 9 該当番号を丸で囲む
※業務内容	1. コンテナ配布 2. コンテナ収集 3. 缶収集 4. 古紙収集 5. びん収集 6. 可燃収集 7. 不燃収集 8. ペ・白ト収集 9. プラ製容器包装	

委託業務に使用する車輛は上記のとおりです。

年 月 日

南 相 馬 市 長

印

(様式第3号)

業務車輛変更届【原町区】

業務車輛	所属会社等	業務内容
・ ナンバー ・ 積載重量 トン	変更前ナンバー： -----	1 2 3 4 5 6 7 8 9 該当番号を丸で囲む
・ ナンバー ・ 積載重量 トン	変更前ナンバー： -----	1 2 3 4 5 6 7 8 9 該当番号を丸で囲む
・ ナンバー ・ 積載重量 トン	変更前ナンバー： -----	1 2 3 4 5 6 7 8 9 該当番号を丸で囲む
・ ナンバー ・ 積載重量 トン	変更前ナンバー： -----	1 2 3 4 5 6 7 8 9 該当番号を丸で囲む
・ ナンバー ・ 積載重量 トン	変更前ナンバー： -----	1 2 3 4 5 6 7 8 9 該当番号を丸で囲む
・ ナンバー ・ 積載重量 トン	変更前ナンバー： -----	1 2 3 4 5 6 7 8 9 該当番号を丸で囲む
※業務内容 1. コンテナ配布 2. コンテナ収集 3. 缶収集 4. 古紙収集 5. びん収集 6. 可燃収集 7. 不燃収集 8. へ・白ト収集 9. プラ製容器包装		

委託業務に使用する車輛は上記のとおりです。

年 月 日

南 相 馬 市 長

印

(様式第4号)

業務従事者届【原町区】

従事者氏名	所属会社等	業務内容
(身分証有無)		コンテナ配布 (運転、助手) コンテナ収集 (運転、助手) 缶・古紙・ペ、白ト収集 (運転、助手) びん・可燃・不燃・プラ収集(運転、助手)
(身分証有無)		コンテナ配布 (運転、助手) コンテナ収集 (運転、助手) 缶・古紙・ペ、白ト収集 (運転、助手) びん・可燃・不燃・プラ収集(運転、助手)
(身分証有無)		コンテナ配布 (運転、助手) コンテナ収集 (運転、助手) 缶・古紙・ペ、白ト収集 (運転、助手) びん・可燃・不燃・プラ収集(運転、助手)
(身分証有無)		コンテナ配布 (運転、助手) コンテナ収集 (運転、助手) 缶・古紙・ペ、白ト収集 (運転、助手) びん・可燃・不燃・プラ収集(運転、助手)
(身分証有無)		コンテナ配布 (運転、助手) コンテナ収集 (運転、助手) 缶・古紙・ペ、白ト収集 (運転、助手) びん・可燃・不燃・プラ収集(運転、助手)
(身分証有無)		コンテナ配布 (運転、助手) コンテナ収集 (運転、助手) 缶・古紙・ペ、白ト収集 (運転、助手) びん・可燃・不燃・プラ収集(運転、助手)
(身分証有無)		コンテナ配布 (運転、助手) コンテナ収集 (運転、助手) 缶・古紙・ペ、白ト収集 (運転、助手) びん・可燃・不燃・プラ収集(運転、助手)

委託業務の従事者は上記のとおりです。

年 月 日

南 相 馬 市 長

印

(様式第5号)

業務従事者変更届【原町区】

変更従事者氏名	所属会社等	業務内容
変更前 ----- (身分証有無)		コンテナ配布 (運転、助手) コンテナ収集 (運転、助手) 缶・古紙・ペ、白ト収集 (運転、助手) びん・可燃・不燃・プラ収集(運転、助手)
変更前 ----- (身分証有無)		コンテナ配布 (運転、助手) コンテナ収集 (運転、助手) 缶・古紙・ペ、白ト収集 (運転、助手) びん・可燃・不燃・プラ収集(運転、助手)
変更前 ----- (身分証有無)		コンテナ配布 (運転、助手) コンテナ収集 (運転、助手) 缶・古紙・ペ、白ト収集 (運転、助手) びん・可燃・不燃・プラ収集(運転、助手)
変更前 ----- (身分証有無)		コンテナ配布 (運転、助手) コンテナ収集 (運転、助手) 缶・古紙・ペ、白ト収集 (運転、助手) びん・可燃・不燃・プラ収集(運転、助手)
変更前 ----- (身分証有無)		コンテナ配布 (運転、助手) コンテナ収集 (運転、助手) 缶・古紙・ペ、白ト収集 (運転、助手) びん・可燃・不燃・プラ収集 (運転、助手)
変更前 ----- (身分証有無)		コンテナ配布 (運転、助手) コンテナ収集 (運転、助手) 缶・古紙・ペ、白ト収集 (運転、助手) びん・可燃・不燃・プラ収集 (運転、助手)
変更前 ----- (身分証有無)		コンテナ配布 (運転、助手) コンテナ収集 (運転、助手) 缶・古紙・ペ、白ト収集 (運転、助手) びん・可燃・不燃・プラ収集 (運転、助手)
変更前 ----- (身分証有無)		コンテナ配布 (運転、助手) コンテナ収集 (運転、助手) 缶・古紙・ペ、白ト収集 (運転、助手) びん・可燃・不燃・プラ収集 (運転、助手)

令和 年 月 日に届出した委託業務の従事者を上記のとおり変更いたします。

年 月 日

南 相 馬 市 長

印

(様式第6号)

違反ごみ状況報告書

コース No.	収 集 No.	集積所 No.	集 積 所 名	排 出 状 況		措 置			※結 果			備 考
				区 分	状 況	違反シール	放 置	その他	自主回収	市回収	その他	
				<input type="checkbox"/> 排出日違反 <input type="checkbox"/> 分別違反 <input type="checkbox"/> 粗大ごみ <input type="checkbox"/> 処理困難物 <input type="checkbox"/> 家電四品目 <input type="checkbox"/> 事業系ごみ								
				<input type="checkbox"/> 排出日違反 <input type="checkbox"/> 分別違反 <input type="checkbox"/> 粗大ごみ <input type="checkbox"/> 処理困難物 <input type="checkbox"/> 家電四品目 <input type="checkbox"/> 事業系ごみ								
				<input type="checkbox"/> 排出日違反 <input type="checkbox"/> 分別違反 <input type="checkbox"/> 処理困難物 <input type="checkbox"/> 家電四品目 <input type="checkbox"/> 事業系ごみ <input type="checkbox"/> 粗大ごみ								
				<input type="checkbox"/> 排出日違反 <input type="checkbox"/> 分別違反 <input type="checkbox"/> 粗大ごみ <input type="checkbox"/> 処理困難物 <input type="checkbox"/> 家電四品目 <input type="checkbox"/> 事業系ごみ								
				<input type="checkbox"/> 排出日違反 <input type="checkbox"/> 分別違反 <input type="checkbox"/> 粗大ごみ <input type="checkbox"/> 処理困難物 <input type="checkbox"/> 家電四品目 <input type="checkbox"/> 事業系ごみ								

上記のとおりご報告いたします。

年 月 日
南 相 馬 市 長

業務実施主体：

拠点回収ボックス設置場所

令和8年1月1日現在

ペットボトル・白色トレイ 拠点回収ボックス設置場所【原町区】

◆原町地区

設置場所	住所
酒蔵部まつも (松本米店西町店)	原町区西町1-6-10
カワチ薬品原町店	原町区北町293
フレスコキクチ北町店	原町区北町524
クリーニングNATURAL北町店	原町区北町549
食品のサイトウ	原町区南町2-77
ヨークベニマル原町西店	原町区南町4-7-1
デイリーヤマザキ 原町本陣店	原町区本陣前2-34-3
ひばり生涯学習センター	原町区本陣前3-60-2
こんの酒店	原町区栄町1-44
ヨークベニマル原町店	原町区旭町3-65-1
青果専門店サイヤ	原町区錦町2-67
ミニストップ 原町桜井町店	原町区桜井町1-273
ひがし生涯学習センター	原町区高見町2-30-1
県営上町団地	原町区上町1-12-1
牛越東公園	原町区仲町1-98

◆大甕地区

設置場所	住所
カインズホーム原町店	原町区北原字前谷地254
フレスコキクチ東原町店	原町区北原字本屋敷186
大甕生涯学習センター	原町区大甕字十迫日26

◆太田地区

設置場所	住所
高構造改善センター	原町区高字板ノ上114
太田生涯学習センター	原町区益田字塩釜26
下太田集会所	原町区下太田字深町27-2
ひばりコミュニティセンター	原町区陣ヶ崎133-1
下江井集落センター	原町区下江井字台31-1

◆石神地区

設置場所	住所
馬場公会堂	原町区馬場字中内230
雲雀ヶ原公会堂	原町区大木戸字南東方40
イオンスーパーセンター 南相馬店	原町区大木戸字金場77
南大木戸公会堂	原町区大木戸字仏場42-3
石神生涯学習センター	原町区石神坂下29
高倉公会堂	原町区高倉字神前46-2
大原公会堂	原町区大原字江向29-1
信田沢コミュニティセンター	原町区信田沢字上信田435-1
JAふくしま未来 原町営農センター	原町区北長野字北原田310
ヤマザキデイリーストア 原町北長野店	原町区北長野字南原田46-1

◆高平地区

設置場所	住所
上北高平一集落センター	原町区上北高平字東高松659
小林商店	原町区上高平字川原491-10
高平生涯学習センター	原町区下高平字寺前155-1
ダイユーエイト原町店	原町区下高平字堂後161-1
ヤマザキショップ 南相馬原町店	原町区北泉字南走7-6

拠点回収ボックスの設置場所を募集しています。
詳しくは生活環境課にお問い合わせください。

☎24-5231

拠点回収ボックス設置場所

令和8年度 家庭ごみ収集カレンダー 原町区(北)

令和8年

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

26日…クリーン原町センター休日開放日

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

4・6日…収集します(クリーン原町センターは開放しません)

5日…燃えるごみの収集はありません

31日…クリーン原町センター休日開放日

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

28日…クリーン原町センター休日開放日

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

20日…プラスチック製容器包装の収集はありません

26日…クリーン原町センター休日開放日

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11日…収集します(クリーン原町センターは開放しません)

30日…クリーン原町センター休日開放日

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

21・22日…収集します(クリーン原町センターは開放しません)

27日…クリーン原町センター休日開放日

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

12日…プラスチック製容器包装の収集はありません

25日…クリーン原町センター休日開放日

※ 紙類を8・22日、びん類を15・29日に収集します。

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

3日…燃えるごみの収集はありません

23日…プラスチック製容器包装の収集はありません

29日…クリーン原町センター休日開放日

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

26・27日…クリーン原町センター年末休日開放日

28日…クリーン原町センター年内平日受入最終日

29日…収集します(クリーン原町センターは開放しません)

令和9年

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1日…燃えるごみの収集はありません

4日…クリーン原町センター平日受入開始日

11日…プラスチック製容器包装の収集はありません

31日…クリーン原町センター休日開放日

2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

11日…収集します(クリーン原町センターは開放しません)

23日…燃えるごみの収集はありません

28日…クリーン原町センター休日開放日

3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

22日…プラスチック製容器包装の収集はありません

28日…クリーン原町センター休日開放日

12月29日から1月3日まで原町クリーンセンターは休みです

 可燃(基本パターン:毎週火・金曜日)

 不燃(基本パターン:第2水曜日)

 缶類(基本パターン:第1・3水曜日)

 びん類(基本パターン:第2・4木曜日)

 紙類(基本パターン:第1・第3木曜日)

 プラスチック製容器包装(基本パターン:毎週月曜日)

 クリーン原町センター開放日(基本パターン:最終日曜日)

※12月は2回(※令和8年度は26日(土)・27日(日))

 W収集

 休日収集

令和8年度 家庭ごみ収集カレンダー 原町区(南)

令和8年

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

26日…クリーン原町センター休日開放日

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

4・5日…収集しません

31日…クリーン原町センター休日開放日

※ びん類を8・22日、紙類を15・29日に収集します。

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

28日…クリーン原町センター休日開放日

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

20日…収集します(クリーン原町センターは開放しません)

26日…クリーン原町センター休日開放日

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11日…プラスチック製容器包装の収集はありません

30日…クリーン原町センター休日開放日

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

21・23日…収集します(クリーン原町センターは開放しません)

22日…プラスチック製容器包装の収集はありません

27日…クリーン原町センター休日開放日

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

12日…燃えるごみの収集はありません

25日…クリーン原町センター休日開放日

※ びん類を9・23日、紙類を16・30日に収集します。

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

3日…プラスチック製容器包装の収集はありません

23日…燃えるごみの収集はありません

29日…クリーン原町センター休日開放日

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

26・27日…クリーン原町センター年末休日開放日

28日…クリーン原町センター年内平日受入最終日

31日…燃えるごみの収集はありません

令和9年

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

4日…クリーン原町センター平日受入開始日

11日…燃えるごみの収集はありません

31日…クリーン原町センター休日開放日

※ びん類を8・22日、紙類を15・29日に収集します。

2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

11日…燃えるごみの収集はありません

23日…プラスチック製容器包装の収集はありません

28日…クリーン原町センター休日開放日

3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

22日…燃えるごみの収集はありません

28日…クリーン原町センター休日開放日

12月29日から1月3日まで原町クリーンセンターは休みです

 可燃(基本パターン:毎週月・木曜日)

 不燃(基本パターン:第3水曜日)

 缶類(基本パターン:第2・4水曜日)

 びん類(基本パターン:第1・第3金曜日)

 紙類(基本パターン:第2・第4金曜日)

 プラスチック製容器包装(基本パターン:毎週火曜日)

 クリーン原町センター開放日(基本パターン:最終日曜日)

※12月は2回(※令和8年度は26日(土)・27日(日))

 W収集

 休日収集